

北九州市子ども基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条－第9条）

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務（第10条－第15条）

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障（第16条－第18条）

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組（第19条－第22条）

付則

子どものみなさんへ

みなさんは、一人の人間としてかけがえのない存在です。

みなさんの生命は大切なものです。

みなさんの尊厳は尊重され、その権利と自由は大切に守られます。

子どもは生まれたときから、その生まれや育ち、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人一人が様々な個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

子どもは、保護者や多くの大人の愛情の下で、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていく権利を持っています。

子どもは、様々な活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、表現する権利を持っています。

子どもは地域社会をつくる一員として、自ら学び、周りの人と協力していくことが大切です。

そして、全ての大人は、子どものために、子どもが安心して暮らし、成長する力を見守るだけでなく、子どもが感じたことや考えたことをしっかりと大切に受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支え、全ての子どもが誰一人取り残されない環境を整え、よりよい社会を作るために努力をします。

お互いの権利と自由を大切にし合うまちは、全ての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

子どもを取り巻く環境は、時代とともに常に変化し続けます。今は正しいと信じていることも、将来どのように変わっているか、そして、どのような新しい考えや価値観が生まれてくるか、誰にも予測できません。

北九州市は、生きる権利や成長する権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利、暴力から守られる権利など世界のどこで生まれても子どもが持っている様々な権利が定められた「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり

、子どもの声をしっかりと聞き、常に新しい情報や意見に耳を傾けながら、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めることを誓います。

この思いが将来にわたって引き継がれるよう、不断の見直しを約束し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定めることにより、全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者その他これらの者と等しく子どもの権利が認められることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利 日本国憲法が保障する基本的人権、児童の権利に関する条約に規定する権利及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に規定する権利をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 施設 市内に設置された、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいう。
- (5) 施設関係者 施設の設置者、管理者、職員その他当該施設において業務に従事する者をいう。
- (6) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (7) 市民等 市内に居住する者、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。

(責務等)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な支援を行う責務を有する。

- 2 保護者は、子どもの養育及び発達について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めるものとする。
- 3 施設関係者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるものとする。
- 4 事業者は、従業員が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとする。
- 5 市民等は、地域全体で子どもを見守るよう努めるものとする。
- 6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが成長発達していくために、子どもの権利の中でも特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人の人間として尊重され、その最善の利益が考慮されるものとする。
- 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、その年齢及び発達の程度に応じて他の子どもの権利を尊重するよう努めるものとする。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 平和で安全な環境で生活できること。
- (4) 差別、いじめ、虐待、体罰、性的搾取、放置等によって心身を傷つけられないこと。
- (5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられ、保護されること。
- (2) 疲れを感じたときや、つらいと感じたときは、休むことができること。
- (3) 年齢及び発達の程度に応じて、ふさわしい生活のリズムが守られること。
- (4) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (5) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(6) 有害な労働を強いられないこと。

(7) 有害な物質又は情報（ソーシャルネットワークサービス等インターネットの利用に係る情報を含む。）から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第7条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) ありのままの自分が認められること。

(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

(3) 自分に関係することを年齢及び発達の程度に応じて自分で決めること。

(4) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ親しむこと。

（心豊かに育つ権利）

第8条 子どもは、様々な経験を通して心豊かに育つ権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 良いことと悪いことの別及び社会のルールについて知ること。

(4) 地域の歴史、伝統及び文化に触れること。

（社会に参加し、意見を表明する権利）

第9条 子どもは、自ら社会に参加し、自らの意見を表明する権利を有しており、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の気持ち又は考えを表明し、それらが尊重されること。

(2) 自分に直接関係することの意思決定に参加すること。

(3) 地域及び社会の多様な活動に参加すること。

(4) 社会参加に関して適切な支援が受けられること。

(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務

（子どもの権利侵害の救済）

第10条 市は、子どもの権利が侵害された場合に、その子どもを救済するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（子どもの意見表明等）

第11条 市は、子どもが意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

2 市は、子どもが話したいことを自ら又は代理人を通じて話せるよう支援する施策及び子どもが話したいことを本人若しくは代理人の依頼により、又は

本人若しくは代理人の承諾を得て代弁する施策の推進に努めるものとする。

3 市民等は、子どもが意見を表明する権利を尊重し、意見を表明しやすい環境を作ることができるよう努めるものとする。

4 市民等は、子どもの意見を聴いた場合、当該意見を聴いた結果について誠意をもって説明し、又は対話するよう努めるものとする。

（子どもの権利の周知啓発等）

第12条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の関心及び理解を深めるため、周知啓発、学習の機会の提供及び研修の実施に努めるものとする。

（相談への対応）

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの不登校、子どものひきこもり、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども（次条において「ヤングケアラー」という。）又は子どもの障害特性について、市民等からの相談に専門的に対応できる相談員の育成及び配置に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する相談に係る子ども及び保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、当該相談に係る窓口で情報を共有するとともに、当該相談の内容に係る分野を横断的に、かつ継続してこれらの者の支援に努めるものとする。

3 北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第1条に規定する児童相談所（次項及び第17条第3項において「児童相談所」という。）の職員は、その職務の遂行に当たり、教育委員会、警察等の関係機関と連携して、効果的な職務の遂行に努めるものとする。

4 市は、児童福祉法第12条の2及び第12条の3の規定により児童相談所に置く職員について、専門資格を有する者の確保に努め、その専門性を高めるよう努めるものとする。

（ヤングケアラーに対する支援）

第14条 市は、ヤングケアラーに対しては、社会生活を円滑に営む上での困難の内容及び程度に応じ、当該ヤングケアラーの意思を十分に尊重しつつ、必要な支援に努めるものとする。

（性的指向等の多様性についての理解等）

第15条 市民等は、子どもの性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。次項において同じ。）及びジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ）

ィティをいう。次項において同じ。)の多様性について、地域社会での寛容性が高まるよう、理解に努めるものとする。

- 2 市は、事業者と連携し、子どもの性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解の増進に関する施策の推進及び市民等への啓発に努めるものとする。

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第16条 保護者は、その家庭において子どもの権利を保障するため、当該子どもが子どもである期間、心豊かに過ごすための生活環境を確保するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その子どもに対し、虐待及び体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動(次条第2項及び第3項において「虐待等」という。)をしてはならない。
- 3 市は、保護者が尊重され、その家庭において安心して子育てができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(施設における権利の保障)

第17条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、心豊かに生き、成長発達することができるよう、その成長過程にふさわしい居場所の確保及び環境の整備に努めるものとする。

- 2 施設関係者は、子どもに対し、虐待等をしてはならない。
- 3 施設関係者は、虐待等を受けた子どもの早期発見に努め、虐待等を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに、これを児童相談所に通告する等必要な措置を採るとともに、当該子ども及び保護者への支援に努めるものとする。
- 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめの事実があると思われるときは、当該いじめの当事者であるか否かにかかわらず関係する子どもに係る迅速かつ適切な措置を採るよう努めるものとする。
- 5 施設関係者は、学校に行くことができない子どものほか、国籍、障害、貧困、多様性等、様々な状況にある子ども及びその保護者が差別されず、安全・安心に過ごし、共生することができるよう、当該子ども及び保護者が置かれている状況の理解に努めるとともに、居場所を提供する等適切な支援に努めるものとする。
- 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、及び子どもの意見を聴くよう努めるものとする。
- 7 施設関係者は、子ども又はその保護者が当該子どもに関する情報を求めた

場合は、当該子どもの権利及び他の子どもの権利に配慮して、関係する法令にのっとり当該情報を提供するよう努めるものとする。

8 施設関係者は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業についての理解に努めるものとする。

9 市民等は、この条に規定する施設関係者の取組に関して理解を深め、当該取組が円滑に行えるよう施設関係者への協力に努めるものとする。

10 市は、放課後児童クラブにおいて業務に従事する者について、その専門性の向上、処遇の改善等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

11 市は、施設関係者が子どもの権利について理解を深めることができるよう、施設関係者に対する研修の充実に努めるものとする。

（地域における権利の保障）

第18条 市民等は、地域社会において、子どもの健やかで心豊かな成長発達に資する人間関係を構築し、地域の関係団体と連携を図りながら、子どもが自発的に活動できる地域づくりに努めるものとする。

2 市民等は、地域の関係団体と連携して、不登校及びひきこもりの子ども並びにその家族について、その置かれている状況を理解し、支援に努めるものとする。

3 市は、子どもの権利の保障に資する地域活動を実施する団体を支援し、かつ、その団体と連携を図るよう努めるものとする。

4 市は、罪を犯した少年（20歳に満たない者をいう。次項において同じ。）が再び罪を犯し、又は非行をしないよう、当該少年が地域社会の理解及び協力を得るための支援に努めるものとする。

5 市は、罪を犯した少年の家族が地域社会で孤立しないよう、支援に努めるものとする。

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組

（市の取組）

第19条 市は、化学物質等による健康への影響を未然に防止するため、科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努めるとともに、子どもの健康及び成長発達が十分に守られるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関等と連携し、次に掲げることにより、子どもの健康を守るものとする。

（1） 子どもの命を守る医療体制の確保に努めること。

（2） 子どもの救急医療を守るために、市民等が救急用自動車の利用、夜間診療その他の救急医療に対する適切な認識を持つことができるよう、啓発に努めること。

(3) 口腔の健康の獲得及び維持増進が子どもの成長発達に寄与することに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第1条に規定する歯科口腔保健に関する情報について、保護者及び子どもへの周知に努めること。

(4) 子どもの疾病の予防に係る施策及び保護者がその子どもに検診を受けさせることが容易になる施策について検討するよう努めること。

（受動喫煙をさせないための配慮）

第20条 市民等は、子どもに健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をさせることがないよう配慮しなければならない。

（支援を必要とする子ども等への理解及び支援）

第21条 市民等は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児その他の支援を必要とする子ども及びその保護者が置かれている状況を十分に理解し、当該子ども及び保護者を支援するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定による理解及び支援が進むよう、市民等に対する周知及び啓発に努めるとともに、同項に規定する子ども及びその保護者に対する支援に努めるものとする。

（子どもの健全な成長に必要な食育等）

第22条 市民等は、子どもの健全な成長に必要な食育及び食品の安全性についての理解に努めるものとする。

2 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下この項において「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、北九州市立の学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校に通学する児童又は生徒が安心して同条第1項に規定する学校給食（次項において「学校給食」という。）を食べることができるよう、同法第11条第2項の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている学校給食費を当該保護者に負担させない施策又は負担を軽減する施策等について検討するよう努めるものとする。

4 市は、食育の推進に当たって、学校給食で扱う食材については安全・安心な食材を使用し、及び地産地消に取り組むよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。